

様式 2

重要事務事業調整表

(第 2 回配付資料)

第三小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
農林水産 (10)	農政 (5)	041 - 2003	水田農業構造改革対策配分事務		第1回配付資料
		041 - 4007	産直施設支援業務		第1回配付資料
		041 - 5305	グリーンツーリズム活動支援事業		第1回配付資料
		041 - 9001	市町村単独土地改良事業補助金業務		第1回配付資料
		041 - 9301	小規模(単独)災害復旧工事補助金業務		第1回配付資料
	林業 (3)	042 - 015	住宅等建築資金貸付事業		第1回配付資料
		042 - 016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金		第1回配付資料
		042 - 064	森林組合指導育成事業		第1回配付資料
	水産 (2)	043 - 007	水難救済事業		第1回配付資料
		043 - 025	内水面漁業振興事業費補助金		第1回配付資料
建設 (16)	都市計画・都市整備 ・建築 (3)	071 - 027	都市計画決定		第1回配付資料
		071 - 100	市町村営住宅家賃等(家賃算定)	1	
		071 - 123	克雪住宅建築補助金		第1回配付資料
	土木 (2)	072 - 098	除雪計画	2	
		072 - 126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務	2	
	上下水道 (11)	073 - 109	水道事業の料金表(料金体系)		第1回配付資料
		073 - 109	水道事業の料金表(料金)		第1回配付資料
		073 - 130	水道加入金の状況(名称、金額)		第1回配付資料
		073 - 190	公共下水道受益者負担金決定業務		第1回配付資料
		073 - 198	公共下水道使用料の決定事務	3	
		073 - 213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務		第1回配付資料
		073 - 214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務		第1回配付資料
		073 - 250	集落排水分担金賦課徴収業務		第1回配付資料
		073 - 257	集落排水使用料の決定事務	3	
073 - 269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務		第1回配付資料		
073 - 270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務		第1回配付資料		

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
071 - 100	市町村営住宅家賃等 (家賃算定)	<p>○住宅使用料（家賃）算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法の算定式に基づき本来入居者の家賃算定を行っているが、この算定式に係る利便性係数を各自治体が0.7～1.0の範囲で独自に決定して良いことになっている。 ・この係数の決定方法が違うので同じ要件の住宅でも家賃に相違がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・家賃算定については、地域の事情やこれまでの状況を考慮しながら鶴岡市の例を基本に新たな基準を定める ・使用料（家賃）については5年以内で負担調整措置を行う 	<p>1．合併まで</p> <p>2．経過措置</p> <p>3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3．当面従来通り</p>	

部会名	建設	分科会名	土木			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
072 098	除雪計画	・各市町村ともほぼ同様に実施している事務事業であり、多少の違いはあるものの特に調整が必要な課題はない。	・各市町村の除雪計画を現行のとおり新市に引継ぎ、当面従来どおり行う。	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り		
072 126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務	・各市町村の認定基準に違いがあることから、認定基準の調整が必要になる。	・新市の認定基準の策定にあたっては、鶴岡市の例を基本に新たな基準を定める。	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り		

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
073 198	公共下水道使用料の決定事務	<p>使用料体系、用途区分、算定期間、消費税（外税、内税）が7市町村違う。公共と農集で異なる料金体系を採用しているところ(藤島町)があり、8種類の使用料金体系が存在する。これらを統合すべきか検討が必要である。</p> <p>別紙の通り</p>		<p>将来的には一つの料金体系・用途区分とする。</p> <p>長期の経過措置を設けながら段階的に統一料金とすることとし、下水道事業計画を策定の上、新市において調整する。</p> <p>調整に当たっては、経費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標の設定を検討しながら、当面は実情に応じた適切な割合を検討して調整を行うものとする。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	
073 257	集落排水使用料の決定事務	<p>使用料体系、用途区分、算定期間、消費税（外税、内税）が7市町村違う。公共と農集で異なる料金体系を採用しているところ(藤島町)があり、8種類の使用料金体系が存在する。これらを統合すべきか検討が必要である。</p> <p>別紙の通り</p>		<p>073 - 198 公共下水道と同じ。</p> <p>将来的には一つの料金体系・用途区分とする。</p> <p>長期の経過措置を設けながら段階的に統一料金とすることとし、集落排水事業計画を策定の上、新市において調整する。</p> <p>調整に当たっては、経費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標の設定を検討しながら、当面は実情に応じた適切な割合を検討して調整を行うものとする。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	